

吸収分割に関する事前開示事項

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2022 年 6 月 9 日

四国化成工業株式会社

2022年6月9日

香川県丸亀市土器町東八丁目 537 番地 1
四 国 化 成 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 兼 C.E.O. 田中 直人

吸収分割に関する事前開示事項
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

四国化成工業株式会社（以下、「当社」といいます。）は、効力発生日を 2023 年 1 月 1 日（予定）として、四国化成工業シェアードサービス分割準備株式会社（以下、「承継会社」といいます。）に対し、当社の間接部門に係る事業を承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行うため、2022 年 4 月 28 日付で承継会社との間で吸収分割契約（以下、「本吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。

本吸収分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事前開示事項は、以下のとおりであります。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）

別紙のとおりであります。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）

(1) 交付する株式数に関する事項

承継会社は、本吸収分割に際して、新たに普通株式 9,000 株を発行し、そのすべてを吸収分割会社である当社に割当交付します。

承継会社は、当社の完全子会社であり、かつ、本吸収分割に際して承継会社が新たに発行する株式のすべてが当社に交付されること、承継会社が交付する株式数については、当社と承継会社との間で協議のうえ決定しており、相当であると判断しております。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項

本吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額は次のとおりであり、本吸収分割後における承継会社の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らして、相当であると判断しております。

①資本金	90 百万円
②資本準備金	100 百万円
③利益準備金	0 円

3. 法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社についての事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

- (1) 成立の日における貸借対照表の内容

承継会社は、2022 年 1 月 11 日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。承継会社の成立の日における貸借対照表の内容は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産		株主資本	
現金及び預金	10	資本金	10
資産合計	10	負債・純資産合計	10

- (2) 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

当社は、2022 年 4 月 28 日付で承継会社との間で別紙の吸収分割契約を締結したほか、下記 6 (1) の表に記載の各承継会社との間でそれぞれ吸収分割契約を締結しております。なお、いずれの吸収分割契約においても、その効力発生日は 2023 年 1 月 1 日を予定しております。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

- (1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みについて

当社の 2022 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 104,745 百万円及び 32,196 百万円であります。また、本吸収分割により承継会社が当社から承継する予定の資産及び負債の 2022 年 3 月 31 日現在における帳簿価額は、それぞれ 1,380 百万円及び 228 百万円であります。

また、2022 年 3 月 31 日から現在に至るまで当社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、本吸収分割の効力発生日までに予測される当社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本吸収分割後において、当社の資産の額は当社の

負債の額を上回ることが見込まれております。

さらに、当社は本吸収分割以外にも 2023 年 1 月 1 日を効力発生日とする下表の吸収分割を行う予定ですが、これらの吸収分割の効力発生日後においても、当社の資産の額は当社の負債の額を上回ることが見込まれております。

以上の点、並びに当社の収益状況においても負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態が予想されていないことから、本吸収分割の効力発生日以後においても、当社の債務につき、履行の見込みは十分に確保されていると判断しております。

(本吸収分割以外に実施する吸収分割)

(単位：百万円)

承継会社	承継する事業内容	(2022 年 3 月 31 日現在)	
		承継資産 帳簿価額	承継負債 帳簿価額
四国化成工業化学品事業分割準備株式会社	化学品事業	37,033	6,885
四国化成工業建材事業分割準備株式会社	建材事業	15,575	5,821

(2) 吸収分割会社が吸収分割承継会社に承継させる債務の履行の見込みについて

承継会社の成立の日（2022 年 1 月 11 日）の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 10 百万円及び 0 円であります。また、本吸収分割により承継会社が当社から承継する予定の資産及び負債の 2022 年 3 月 31 日現在における帳簿価額は、それぞれ 1,380 百万円及び 228 百万円であります。

また、2022 年 1 月 11 日から現在に至るまで承継会社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、本吸収分割の効力発生日までに予測される承継会社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本吸収分割後において、承継会社の資産の額は承継会社の負債の額を上回ることが見込まれております。

以上の点、並びに承継会社の収益状況においても負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態が予想されていないことから、本吸収分割の効力発生日以後においても、本吸収分割により承継会社に承継させる債務につき、履行の見込みは十分に確保されていると判断しております。

以上

吸収分割契約書

四国化成工業株式会社（以下「甲」という。）および四国化成工業シェアードサービス分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、本対象事業（第1条に定義する。以下同じ。）に関して甲が有する権利義務を、乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

本契約の定めに従い、甲は、吸収分割の方法により、甲の間接部門に係る事業（以下「本対象事業」という。）に関して有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（分割当事会社の商号および住所）

本吸収分割における分割当事会社の商号および住所は、以下のとおりである。

（1）甲：吸収分割会社

商号：四国化成工業株式会社

（2023年1月1日付で「四国化成ホールディングス株式会社」に商号変更予定）

住所：香川県丸亀市土器町東八丁目 537 番地 1

（2）乙：吸収分割承継会社

商号：四国化成工業シェアードサービス分割準備株式会社

（2023年1月1日付で「四国化成コーポレートサービス株式会社」に商号変更予定）

住所：香川県丸亀市土器町東八丁目 537 番地 1

第3条（承継する権利義務）

1. 乙が、本吸収分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとする。
2. 前項に基づく甲から乙への債務の承継は、重疊的債務引受の方法による。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額を求償することができる。

第4条（本吸収分割の対価）

乙は、本吸収分割に際して乙の普通株式 9,000 株を発行し、承継対象権利義務の対価として、その全てを甲に対して交付する。

第5条（乙の資本金等の額）

本吸収分割により増加する乙の資本金、資本準備金およびその他資本剰余金の額は以下のとおりとする。ただし、本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）における本対象事業における資産および負債の状態により、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

- | | |
|-------------|-------------------------|
| （1）資本金 | 90 百万円 |
| （2）資本準備金 | 100 百万円 |
| （3）その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |

第6条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日は、2023 年1月1日とする。ただし、本吸収分割の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株主総会決議）

甲および乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認および本吸収分割に必要な事項について、それぞれ株主総会の決議を求める。

第8条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行ならびに財産の管理および運営を行うものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条（競業避止義務）

甲は、効力発生日以降においても、乙に対し、本対象事業について競業避止義務を負わない。

第10条（本吸収分割の条件の変更および本契約の解除）

本契約締結から効力発生日に至るまでの間において、甲または乙の財産状態または経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じまたは明らかとなった場合、またはその他本吸収分割の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙協議の上、合意により本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第7条に定める甲または乙の株主総会における本契約の承認が得られなかった場合、または法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合には、その効力を失うものとする。

第12条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関して必要な事項は、本契約の趣旨に従い、
甲乙協議の上、合意によりこれを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2022年4月28日

甲：香川県丸亀市土器町東八丁目 537 番地 1
四国化成工業株式会社
代表取締役社長 兼 C.E.O. 田中 直人

乙：香川県丸亀市土器町東八丁目 537 番地 1
四国化成工業シェアードサービス分割準備株式会社
代表取締役 田中 直人

(別紙)

承継対象権利義務明細表

効力発生日において、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、以下のとおりとする。なお、乙が甲から承継する権利義務のうち資産および債務については、2022年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本対象事業に関して有する以下の資産

(1) 流動資産

現金および預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、商品、製品等、本対象事業に関する流動資産の一切。ただし、短期貸付金を除く。

(2) 固定資産

有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等、本対象事業に関する固定資産の一切。ただし、甲の本社所在地（香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1）または社員用福利厚生施設に係る土地および建物、上場会社株式、非上場会社（本対象事業において管理する子会社を除く。）の株式または出資持分、社債ならびに長期貸付金を除く。

2. 承継する債務

本対象事業に関して有する以下の負債

(1) 流動負債

買掛金、未払金、未払費用、預り金等、本対象事業に関する流動負債の一切。ただし、支払手形、電子記録債務および短期借入金を除く。

(2) 固定負債

本対象事業に関する固定負債の一切。ただし、長期借入金を除く。

3. 承継する雇用契約等

(1) 効力発生日において本対象事業に主として従事する甲の全従業員との間の雇用契約に関する契約上の地位およびこれらに基づき発生した一切の権利義務。ただし、本吸収分割により乙に承継されないことについて個別に同意した従業員との間の雇用契約に関する契約上の地位およびこれらに基づき発生した一切の権利義務を除く。

(2) 効力発生日において甲と UA ゼンセン四国化成労働組合連合会が締結している労働協約のうち、甲と UA ゼンセン四国化成労働組合連合会との間で乙に承継することを別途合意した労働協約。

4. 承継する契約（雇用契約を除く。）

本対象事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、ライセンス契約等の知的財産権（ノウハウを含む。以下同じ。）に関する契約その他本対象事業に関する一切の契約（本対象事業以外の事業にも関連する契約については、本対象事業に関連する部分に限る。）に関する契約上の地位およびこれらに基づき発生した一切の権利義務。ただし、甲の契約上の地位の移転に関して、許認可等の再取得が必要な契約のうち、効力発生日までに当該許認可等の再取得が完了できなかった契約、および甲が引き続き保有する必要がある契約を除く。

5. 知的財産権

主として本対象事業に関する一切の知的財産権。

6. 許認可等

本対象事業に関する許可、認可、承認、登録および届出等のうち、法令上承継可能なものの一切。ただし、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

7. その他

承継対象権利義務のうち、法令その他の規制により承継が困難となるものは、承継対象権利義務から除外する。

以上